

## 相模原市農業委員会第5回会議議事録

開会日時 令和4年7月29日 午後1時37分

閉会日時 令和4年7月29日 午後3時15分

開催場所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出席委員 (○印)

①	青木 齊	⑧	志村 佳男	⑮	八木 拓美
②	齋藤 憲一	⑨	阿部 健	⑯	菱山 喜章
③	加藤 正博	⑩	高橋 三行	⑰	藤村 達人
④	渋谷 久夫	⑪	齋藤 孝之	⑱	天野 明
⑤	斉藤 嘉之	⑫	山口 幸男	⑲	加藤 通一
⑥	大塚 優子	⑬	大谷 健一		
⑦	小林 康史	⑭	西東 邦雄		

出席委員 18名

欠席委員 1名 (3番加藤正博委員)

傍聴人 0名

事務局 斉藤ますみ 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高 渡邊健司

議事録署名人 議長

\_\_\_\_\_

議席 5番

\_\_\_\_\_

議席 16番

\_\_\_\_\_

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第4回農政運営委員会報告
3	議案第27号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第28号	農地法第4条の規定による許可申請について
5	議案第29号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第30号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第31号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第32号	農用地利用配分計画の作成について
9	議案第33号	農用地利用配分計画の作成について
10	報告第22号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
11	報告第23号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
12	報告第24号	農地所有適格法人の報告について
13	報告第25号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
14	報告第26号	非農地証明書の発行について
15	報告第27号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
16	報告第28号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
17	報告第29号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

## **議長（阿部会長）**

ただいまから、相模原市農業委員会第5回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、3番加藤正博委員より欠席の旨、通告がありました。御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員については、5番齊藤嘉之委員、16番菱山喜章委員を御指名いたします。

## 日程1 会務報告

### 議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

斉藤事務局長に報告いたさせます。

### 事務局（斉藤事務局長兼次長）

それでは、令和4年6月30日から令和4年7月28日までの主な会務につきまして報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、(1) 県関係でございます。

①でございます。7月20日、JAグループ神奈川ビル2階講堂におきまして、農業会議理事会が開催されまして、阿部会長が出席されております。内容につきましては、補正予算ほかでございます。

②でございますが、同日、同場所におきまして、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席されております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、報告19件となっております。

続きまして、(2) 市関係でございます。

①でございます。6月30日、市民会館3階第1大会議室におきまして、農業委員会第4回総会を行いまして、農業委員19名が出席されております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

続きまして、②でございます。7月1日、中央区上溝におきまして、新規就農者との情報交換会を行いまして、農業委員5名、推進委員1名が出席されております。内容は新規就農者との情報交換ほかでございます。

続きまして、③でございます。7月4日、市役所会議室棟1階第6会議室におきまして、令和4年度相模原市耕作放棄地対策協議会通常総会が開催されまして、菱山副会長が出席されております。内容につきましては、令和3年度事業報告、収支決算報告及び監査報告についてほかでございます。

その下を飛ばさせていただきます。裏面を御覧いただきたいと思います。と存じます。

⑦でございます。7月15日、市民会館4階第3中会議室におきまして、相模原市農業委員会と関係機関との情報交換会を行いまして、農業委員4名が出席されております。内容につきましては、昨年度に提出した市への意見内容に関する市の取組の現状等についてでございます。

⑧でございますが、同日、けやき会館5階、大樹の間におきまして、相模原市米軍基地返還促進等市民協議会令和4年度実行委員会が行われまして、菱山副会長が出席されております。内容につきましては、令和3年度事業報告及び収支決算報告、会計監査報告ほかでございます。

続きまして、⑨でございます。7月21日、市役所職員会館4階会議室1におきまして役員会を行いまして、阿部課長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

続きまして、⑩でございます。7月25日、津久井総合事務所3階第1会議室におきまして、相模原市農業委員会と関係機関との情報交換会を行いまして、農業委員4名が出席しております。内容につきましては、昨年度に提出した市への意見内容に関する市の取組の現状等についてでございます。

続きまして、⑪でございます。7月26日、市民会館4階第3中会議室におきまして、第4回農政運営委員会を行いまして、農政運営委員11名が出席しております。内容につきましては、令和4年度新規就農者及び関係機関との情報交換会の報告についてほかでございます。

続きまして、2のその他でございます。

(2)市関係、②でございます。7月12日、市役所本館2階第1特別会議室におきまして、退任農業委員会委員感謝状贈呈式が行われまして、阿部会長、菱山副会長、私、斉藤が出席しております。内容につきましては、感謝状の贈呈でございます。

続きまして、③でございます。7月18日、中央区田名におきまして、農地再生モデル事業を行いまして、農業委員2名、推進委員2名が出席しております。内容につきましては、除草剤散布でございます。

以上でございます。

#### **議長（阿部会長）**

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。

#### **17番（藤村委員）**

市関係の③耕作放棄地対策協議会収支決算及び監査報告、これ、予算も減っているということもあります。例えば、従来はこのくらいだったけど、今後こんな予算になるなど、そういった流れとか、簡単に内容を説明していただくとありがたいと思います。

#### **事務局（濱端総括副主幹）**

耕作放棄地対策協議会の関係ですけれども、現在、市の予算が10万円となっております。この制度自体は、市の補助金と土地所有者が2分の1ずつ負担して再生利用事業を行いまして、農地を農業者にお貸しする事業となっております。

#### **議長（阿部会長）**

藤村委員、よろしいですか。

#### **17番（藤村委員）**

10万円でやりましょうというとなんができるか、そういう議論はあったんでしょうか。

#### **事務局（濱端総括副主幹）**

実際には草刈りを行ってきれいにした上でお貸しするというようなことで、現状は10万円しかないということですので、農政課と調整にはなるんですけれども、補助金の額が増やせるか、継続して調整はしていきたいと思っております。

#### **議長（阿部会長）**

市の予算が10万円ということでの説明ですね。

#### **17番（藤村委員）**

これは会務報告ですから議論する話ではないんですけど、私が初めてこれに接したときは、たしか300万円とかあったと思うんですね。かなり動けるような、それで何かやっているなという気がしていたんですけど、結局、この件に関しては、もう、こういうところにあまり期待できないと。10万円はないよりあったほうがいいけど、そんな

ると、むしろ、農業委員会で、金はないけど、何らかの形で働きかけなければならない、そういうことになってきたということかな。

**事務局（濱端総括副主幹）**

補足ですが、今、藤村委員がおっしゃった件は、平成30年までは国が補助金を出していきまして、県を通じて2分の1、それで、市が2分の1ということで、確かに300万ぐらいの事業を実施した年もあったかと思います。平成30年度で補助金が打ち切られたことで、所有者に2分の1を負担していただくという今の制度にすることになりました。その中で、現状は10万円という状況になっております。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりましたが、よろしいですか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

## 日程2 第4回農政運営委員会報告

### 議長（阿部会長）

続いて、日程2「第4回農政運営委員会報告」をいたします。

高橋委員長から報告をお願いします。

### 委員長（高橋委員）

7月26日に開催されました第4回農政運営委員会の結果について報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の中での主な意見は、議題2について、農業を取り巻く課題の根本的な原因について、重点的に意見として提出してはどうかという意見がありました。その内容としては、後継者の不足、所得の保障、地域ごとの売場の設置等でした。また、食育について、農業体験学習だと一部の人たちしか参加できないので、中学校給食への地場産農産物の導入や農業者による出張授業について提案がありました。

議題4については、遊休農地の解消目標データを見ると、遊休農地の減少とともに、管内の農地も減っており、根本的な遊休農地の解消につながっているのか分からないため、データを的確に読み取っていく必要があるという意見がありました。

以上で、第4回農政運営委員会の結果報告を終わります。

### 議長（阿部会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について何か御発言がございましたら、お願いします。

### 議長（阿部会長）

よろしいでしょうか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、以上で第4回農政運営委員会報告を終わります。

### 日程3 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

#### 議長（阿部会長）

続いて、日程3議案第27号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

#### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-3から3-4及び3-1010は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和4年7月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-3は、中央区陽光台に住む譲渡人が所有する農地を、農地所有適格法人のハンド株式会社が経営規模拡大のために所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は大島の畑、1筆、2,071㎡です。今後の作付はレモンを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地2筆、2,941㎡で全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。法人要件については、農地所有適格法人の要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-4は、東京都町田市に住む譲渡人2名が共有する農地を、中央区田名に住む譲受人が経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は緑区大島の畑、3筆、合計1,651㎡です。今後の作付はミカンを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地7筆、6,512㎡で全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が200日、弟が200日、妻が100日、長女が100日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

#### 事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の1件について説明いたします。引き続き3ページを御覧ください。

收受番号3-1010は、緑区名倉に住む譲受人が、同じく緑区名倉に住む譲渡人の所有する農地を経営規模拡大により所有権移転を受ける申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。申請地は名倉の

畑、2筆、885㎡です。今後の作付は粟の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地15筆、5,955㎡で適切に管理され、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が250日、妻が170日、子が20日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

#### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんでしょうか。

収受番号3-3及び3-4については、緑区担当、山口幸男委員、お願いいたします。

#### **12番（山口委員）**

まず3-3、23日に現地を確認しまして、あれは緑肥作物ですかね、結構繁ってはいすけれども、ハンマーナイフでやればすぐにでも直せる状態で、奥のほうに杭が打ってあるのを確認しました。

3-4は、23日の段階で、その写真よりももっときれいな状態になっておりまして、きれいに伐根されております。ここはもともと雑木林だった場所で、今回、周りの畑の営農環境としては、これで改善されます。大変ありがたい話です。

ただ、1点気になったのが、画面の下側にある土屋牧場の牛ふんの処理施設ですけれども、その境に接する部分の境の表示が1か所しか見えなかったもので、すぐトラブルになるような案件ではないですけれども、近いうちに境をしっかりと表示していただきたいなというような気持ちです。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

ありがとうございます。収受番号3-1010については、藤野地区担当、天野明委員、お願いいたします。

#### **18番（天野委員）**

26日、火曜日、大雨の中を加藤委員と現地調査に行っていました。事務局の説明と現地調査をした結果、許可相当と認めます。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

これより質疑に入ります。

#### **事務局（伊藤担当課長）**

議長、すみません、事務局から補足説明をさせていただきます。

#### **議長（阿部会長）**

はい、事務局から補足説明があるそうです。お願いします。

#### **事務局（伊藤担当課長）**

今、山口委員から説明いただきましたが、収受番号3-4は、写真では草が生えているんですが、現在は、山口委員が言われたとおり、草を刈っております。今後ですが、上のところは工事しているような写真になっておりますけれども、こちらの所有者と今

回買われる方は同じで、上のところは昨年12月に農地造成という形で土を入れ替えました。そして、現在はミカンの苗木が100本近く植わっている状態です。今後も、今回の申請地、時期を見合わせまして、農地造成を行う予定です。そして、その後にミカンを植えるという計画になっておりますので、補足として説明させていただきます。

**議長（阿部会長）**

ミカン畑になるということですね。

質疑に入りますが、御発言はありますでしょうか。

**10番（高橋委員）**

3-3、3-4、3-1010、いずれも果樹といったらいいんですか、レモンとかミカンとか栗、こういったものを植えるのに、防寒対策といいますか、何か周りにそういったものを施すんでしょうか。迷惑かけないようにというか、近隣の畑に対してどのように考えているのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

**議長（阿部会長）**

これは露地栽培であるかどうかということによろしいんでしょうか。

**10番（高橋委員）**

いや、露地だけでも、それで何にもしないでも採れるのかね。採れるといえば採れるけれども、営利を目的しているのだからと思ひまして。

**事務局（伊藤担当課長）**

まず、3-3につきましては、レモンを作付する計画ですけれども、この農地所有適格法人は、レモンを生で出荷するわけではなく、レモンを原料としてリキュールを造るという計画を立てております。今の時期ですと、レモン、ミカンもそうだと思うんですけれども、作付には適していませんので、作付時期は3月から4月を予定しております。個人的な意見ですけれども、私の家の庭にもレモンとミカンがありまして、この辺の環境なら育成的には問題ないかなと思っております。それぞれの耕作者からは、特に防寒対策をするということは聞いておりません。自然のままで作付する予定です。（「ミカンは」と呼ぶ者あり）ミカンについても同じです。現在は、3-4の写真、手前がそうですけれども、既にミカンが植えられていて、特に防寒対策を施すということは聞いておりません。

**10番（高橋委員）**

逆に、盗まれるとか、そういった対策もなしと、そのままということですね。

**事務局（伊藤担当課長）**

はい、そのとおりです。今後、大きくなってきてからは対策も変わってくる可能性がありますけれども。

**10番（高橋委員）**

これからやる人に、その辺はどうなんですかということを問いかけてくれればありがたいなと思ひまして。

以上です。

**事務局（伊藤担当課長）**

はい、分かりました。今後はその辺りまで確認するよう心掛けます。

**10番（高橋委員）**

よろしく申し上げます。

**事務局（伊藤担当課長）**

ありがとうございます。

**議長（阿部会長）**

ほかにございませんでしょうか。

**7番（小林委員）**

3-3のレモンに関してですけれども、農地造成とか、土を入れ替えるとか、そういう予定はあるんでしょうか。

**事務局（伊藤担当課長）**

3-3については、そのような予定は聞いておりません。このまま作付するということで、季節までには土をつくっていくということで確認しております。

**7番（小林委員）**

土を盛ったり、周りに風よけネットを張ったりはしないということですが、この場所は、新規に始めた方が3年ほど前に借りて、オクラをやったり、土壌改良で緑肥をやったり、その後、ハウレンソウをやったり、結構、手間をかけてやっているのを私も見ているんですよ。そうやってきれいに使っている場所を買取られたから使いやすいみたいな、しょうがないんですけれども、きれいに使っていたところを取られるというのは、正直、農家としては、金をかけたのにどうなんだろうという思いはありますので、一言申し添えます。

以上です。

**議長（阿部会長）**

残念な思いもあるというお話がありました。

ほかに御発言はありますか。

**17番（藤村委員）**

さっきの高橋委員のコメントですけど、私は個人的に、相模原市ではないけど、はるみというミカンを作っているんですが、はるみの注意事項に、霜に遭うと実が傷むから、霜がないところでやりなさいと、しっかり書いてあるんですね。最近、はるみは味がいいのではやっているんですが、うっかり手をつけるとうろいろなトラブルが起こるので、やはり、そういう注意事項というか、ミカンは年を越さないからいいんですけど、品種によってはいろいろあるので、柑橘は地球温暖化で可能かもしれないけど、やはり、多少、注意喚起はしたほうがいいと思います。高橋委員のおっしゃるとおりだと思います。

**議長（阿部会長）**

注意喚起が必要だということですね。私も果実組合に入っていますが、その組合の方はレモンを出荷しております。これ、露地栽培です。そういう方もいるわけですね。

ほかに御発言はございますでしょうか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第27号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

### 議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程3議案第27号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程4 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程4議案第28号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松浦所長）

それでは、4ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-1001は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和4年7月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、5ページを御覧ください。

收受番号4-1001は、申請人が所有する緑区根小屋の農地、1筆、280㎡を自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、両親の介護のため、現在居住している住宅を売却し、実家の隣地へ新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存擁壁を使用するとともに、コンクリートブロック2段積みに鉄製フェンスを設置し、汚水、雑排水は公共下水道に接続し、雨水については浸透ますによる敷地内浸透とする計画です。申請地は串川東部保育園の南東約120mです。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんでしょうか。

津久井地区担当、八木拓美委員、お願いいたします。

### 15番（八木委員）

7月25日に、井上推進委員と事務局の担当の方と一緒に現地調査へ行ってまいりました。案内図で、申請地はすぐ上に住宅があるかと思うんですけど、実はこちらはお父さんということで、こちらの息子さんが戻ってきて、ここに住宅を建てると伺っています。申請地の右側に少し畑が残ってしまっていて、ここは今回戻ってこられる息子さんが今後きれいに管理していくと聞いているんですけども、その横、上の住宅のすぐ右側は別の方で、こちらの方のために、現在の住宅と今回建てる申請地の間に農道を造って、トラクターぐらいは中に入れるような形で申請するようなことは伺っております。場所についても、現状、草もきれいになっていますし、問題はないかなと思われまます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

### 議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

御発言ございませんでしょうか。

質疑なし

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第28号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程4議案第28号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程5 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程5議案第29号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、6ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-10及び5-1027から5-1036は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。なお、5-1036については、同法第5条第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、あらかじめ神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くものとする。令和4年7月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、7ページを御覧ください。

收受番号5-10は、不動産賃貸業を営む譲受人が、譲渡人が所有する大島の農地、2筆、359㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、現在、不動産賃貸業を営んでおり、建築工事業者からの要望を受け、資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、安全鋼板高さ54cmを設置して土留めする計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。なお、土地の所在地番の2筆目の土地の地目が墓地ですが、現在、今回の申請地と一体で農地として利用しており、転用後も一体利用することから、今回、2筆を申請地とし、許可するものです。申請地は市立大島小学校の西約280mです。

本庁分は以上です。

### 事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の10件について説明いたします。引き続き、7ページから13ページを御覧ください。

收受番号5-1027は、譲受人である日相建設株式会社が、譲渡人の所有する緑区日連の農地、1筆、32㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、建設業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として矢板土留めを設置し、雨水については砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は藤野小学校の東約70mです。

続きまして、收受番号5-1028は、譲受人が譲渡人の所有する緑区鳥屋の農地、1筆、495㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、現在、借家に居住しており、手狭なため、新た

に自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、既存のコンクリートブロック3段を利用するとともに、コンクリートブロック1段と土留め鋼板約30cmを設置し、汚水については合併浄化槽を設置して処理し、雨水については浸透ますによる敷地内浸透とする計画です。申請地は鳥屋中学校の南約120mです。

続きまして、収受番号5-1029は、譲受人である相模湖不動産株式会社が、譲渡人の所有する緑区与瀬の農地、1筆、350㎡の所有権移転を受け、宅地造成するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。下側の斜線部分が申請地で、右上の宅地と示した白抜き部分を含めて事業地となります。農地区分は第3種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、宅地造成するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段及び土留め鋼板高さ約30cmを設置し、雨水については浸透ますによる敷地内浸透とする計画です。申請地は布施歯科医院の西約410mです。

続きまして、収受番号5-1030は、譲受人が譲渡人の所有する緑区三井の農地、2筆、385㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。下側の斜線部分が申請地で、左上の宅地と示した白抜き部分を含めて事業地となります。農地区分は第2種農地です。申請理由は、現在、借家に居住しており、息子の自宅の隣地へ新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、既存の擁壁を使用するとともに、コンクリートブロック1段を新設し、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水については浸透ますによる敷地内浸透とする計画です。申請地は西メディカルセンターの北西約1,400mです。

続きまして、収受番号5-1031は、譲受人が譲渡人の所有する緑区名倉の農地、1筆、161㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、現在、借家に居住しており、手狭なため、自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存のコンクリートブロック1から3段を使用するとともに、汚水、雑排水は高度処理型浄化槽を設置して処理し、雨水については浸透ますによる敷地内浸透とする計画です。申請地はシュタイナー学園初等部、中等部の北約850mです。

続きまして、収受番号5-1032は、譲受人の株式会社ハーズホールディングスが、譲渡人の所有する緑区长竹の農地、1筆、399㎡の所有権移転を受け、事務所として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。上側の斜線部分が申請地で、下側の宅地と示した白抜き部分を含めて事業地となります。農地区分は第2種農地です。申請理由は、サービスを営んでおり、事業拡大に伴い、新たに事務所を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、既存の玉石積み擁壁を使用するとともに、縁石、RC擁壁高さ10cmを設置し、汚水、雑排水は公共下水道に接続し、雨水は敷地内浸透とする計画です。申請地は串川中学校の東約

710mです。

続きまして、收受番号5-1033は、譲受人が譲渡人の所有する緑区又野の農地、2筆、467㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、現在、借家に居住しており、手狭なため、自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、縁石ブロック及びコンクリートブロック2段を設置し、汚水、雑排水は公共下水道に接続し、雨水については浸透ますによる敷地内浸透とする計画です。申請地は西メディカルセンターの北約430mです。

続きまして、收受番号5-1034は、譲受人である創和建设株式会社が、譲渡人の所有する緑区名倉の農地、1筆、717㎡の所有権移転を受け、建売住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。2つある斜線部分の右側が本案件の申請地です。農地区分は第2種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、建売住宅1棟を建築し、販売するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、コンクリートブロック1から3段を設置し、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置するとともに、雨水については浸透ますによる敷地内浸透とする計画です。申請地は野崎歯科医院の南西約810mです。

続きまして、收受番号5-1035は、譲受人である創和建设株式会社が、譲渡人の所有する緑区名倉の農地、2筆、614㎡の所有権移転を受け、建売住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。2つある斜線部分の左側が本案件の申請地です。農地区分は第2種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、建売住宅1棟を建築し、販売するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、コンクリートブロック1から3段を設置し、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置するとともに、雨水は浸透ますによる敷地内浸透とする計画です。申請地は野崎歯科医院の南西約880mです。

続きまして、收受番号5-1036は、借受人である東京電力パワーグリッド株式会社が、貸出人の所有する緑区根小屋の農地、24筆、21,639㎡のうち4,537.90㎡に賃借権を設定し、仮設工事用地及び仮設進入路として一時転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。網かけ部分が申請地で、右上の鉄塔周辺の山林と示した白抜き部分を含めて事業地となります。また、事業地内の一部で、認定外道路工事の施工許可を受けております。農地区分は農用地区域内農地及び第2種農地です。申請理由は、リニア中央新幹線電力供給に伴う鉄塔建設に係る工事用地及び進入路として一時転用するもので、一時転用の期間の許可予定日は、ネットワーク機構による議決後の8月19日、終期は令和6年1月31日です。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策としてガードフェンス高さ約180cm及び単管ロープ柵を設置するとともに、汚水については、汲取り式仮設トイレを設置して処理し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は串川東部保育園の南東約800mです。

以上で説明を終わります。

### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、各地区担当の委員さん、補足説明、御意見はございませんか。

收受番号5-10については、緑区担当、山口幸男委員、お願いします。

### **12番（山口委員）**

現地ですけれども、7月23日に確認いたしまして、まず、南側と東側が道路で、北側と西側に畑があるんですけれども、54cmの鋼板ということですので、周りに対して影響は、ほとんどないと考えられます。そして、道路にも面しておりますので、資材置場としては出入りにもほとんど支障はないものと考えられます。特に問題はないと思います。

以上です。

### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5-1027、5-1031、5-1034及び5-1035については、藤野地区担当、天野明委員、お願いいたします。

### **18番（天野委員）**

ただいまの4つの物件につきまして、今週の火曜日、加藤委員と一緒に現地確認に行っていました。申請内容及び事務局の説明、現地調査の結果、許可相当と認めます。

以上でございます。

### **議長（阿部会長）**

收受番号5-1028については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

### **16番（菱山委員）**

7月23日に、中島俊男推進委員と現地調査へ行っていました。事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと思います。西側も東側も住宅に囲まれていまして、唯一、北側が道路と河川になっています。昔、この案内図の矢印のところに家が建っていて、もう壊してしまっていないんですけど、多分、譲渡人の畑にかかっていたと思います。譲受人は、たしか、息子さんになるのではないかなと思います。奥の農地を転用して家にするみたいなので、何ら問題ないと思います。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5-1029については、相模湖地区担当、青木齊委員、お願いします。

### **1番（青木委員）**

7月22日に、推進委員の岸さんと現地を確認いたしました。大分きれいになっておりまして、境界線もはっきりしております。ただ、ここは道路よりも2、3mちょっと低い土地でございますので、どこから出入りするのかなと思いましたが、宅地というところがあり、そこから出入りするということになっておりますので、別に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5-1030及び5-1033については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いします。

### **6番（大塚委員）**

5-1030、こちらの土地は事務局の説明があったとおりですが、写真で見ると上

から撮っていて草も少ないですけれども、今は木々が繁って、草がすごくて、5 m先が見えないくらい草ばかりだったんですけれども、この土地に隣接している家の持主が、ここの畑を買って親の家を造りたいということで、今、庭先に獣にやられない野菜を作っていますよと言っていました。

ただ、ここは段々畑で、湖に向かって下り斜面の畑ですから、擁壁がかなり、畑の段々で石垣があったりして、土留めは既存の擁壁をそのまま使い、ないところは写真から向かって左側の沢に向かったほうはブロックを1段積むということでやっております。この辺一帯が不耕作地で、クズバフジが相当繁っている、地目は畑ですけれども、現況で言ったら畑にならないような、現在、持主はこの土地を離れていってしまった方や高齢で寝たきりなど、今、そういう人たちの畑が残っている状況です。隠居部屋を造るということで、平たいテラスになっているところに小さな部屋を一つ建てるということで購入の予定だそうです。

5-1033は、全く平らなところで、隣接は畑になります。ここも土が流れないように囲いをしてやるということで、境界杭も、一目瞭然、よく分かりました。ここはよい畑がいっぱいあるんですけれども、だんだんと宅地転用になってしまうんだなという感じはしましたけれども、特別、これで何か起こるとかいう問題はないと思います。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5-1032及び5-1036については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いします。

#### **15番（八木委員）**

先ほどの案件同様、7月25日に、事務局の担当の方、井上推進委員と現地調査へ行ってまいりました。こちらの申請地ですけれども、河川から上に向けて、なだらかに上っていくような感じになっているんですけれども、周りの農地に対して、ここを転用することによって何か問題が生じるような類いはなさそうだということで、特に問題はないと思います。一応、今回、申請が下りた後に宅地となっている部分を今回申請されている会社が購入ということで話を伺っています。

それで、農業委員会と直接関係はないんですけれども、上部がかなり、崖崩れではないんですけれども、玉石を積んでいるような形で、かなり高い段差がつくられているんです。今後、ここが崩れてきたりなどという心配がないのかなというので、そこはちょっと懸念材料かなという部分は、正直ちょっとありました。転用については、全く問題ないと思います。

続きまして、收受番号5-1036の案件ですけれども、こちらは先月の案件、5条の転用であった許可地からさらに延ばしていくような形で、次の鉄塔をつくるといった案件になるかと思うんですけれども、道を造るということで、農地をかなりまたいでいます。地権者も何人かいらっしゃるんですけれども、東京電力がかなり綿密に説明した上で、今回の申請になっているということで、クレームの類いは恐らく出てこないと思われれます。前回同様、鉄板を敷いて建設地まで道を造るということで、かなり大型の重機も通ることが予想されるので、その部分をきちんと農地として使えるような形で戻してもらうことを業者をお願いできればと思います。

以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**議長（阿部会長）**

各委員さん、ありがとうございます。これより質疑に入ります。御発言はございませんか。

**17番（藤村委員）**

最後の東京電力、事務局の説明でちょっと聞き逃したので、180cmのフェンスか何かとか言いませんでしたか。

**事務局（松浦所長）**

工事用地の部分に関しては、今、藤村委員がおっしゃったとおり、180cmのガードフェンスを設置します。

**17番（藤村委員）**

それだと、周辺は農地だから、実際には農業用の農道というか、進入路はあるんですけど、それもつぶされて、農家の出入りがどうになってしまうのかという心配がありますね。だから、要らないものはないでもいいような気がするけど、それはどうなっているのでしょうか。

**事務局（松浦所長）**

今もちょっとお話ししましたけれども、工事用地、要するに、案内図の一番右上の部分、鉄塔の周辺に関してはガードフェンスですけれども、それ以外の部分については、単管パイプとロープで柵をするのみになります。道路との境については、通路に入り込めないようなゲートみたいなものは造りますけれども、特に農地に入れないような方策をすることはないと伺っています。

**17番（藤村委員）**

農家への不都合はないと。

**事務局（松浦所長）**

はい、そうですね。

**17番（藤村委員）**

はい。

**議長（阿部会長）**

ほかに御発言ございますか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決させていただきます。

議案第29号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程5議案第29号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程6 議案第30号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第30号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松浦所長）

それでは、14ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第30号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号4-1012は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和4年7月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の1件について説明いたします。15ページを御覧ください。

整理番号4-1012は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は15ページを御覧ください。契約期間は3年5か月、件数は1件、1筆、面積は366㎡です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

### 質疑なし

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

### [ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第30号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

### 全員挙手

### 議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6議案第30号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程7 議案第31号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程7議案第31号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、16ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第31号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号4-24から4-27は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和4年7月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、17ページを御覧ください。案内図は16ページから18ページです。

整理番号4-24から4-27は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、相模原市農業協同組合の仲介により農業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は4件で、5筆、面積は合計5,398㎡です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。御発言はございますか。

### 質疑なし

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

### [ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第31号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

### 全員挙手

### 議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7議案第31号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程8 議案第32号 農用地利用配分計画の作成について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程8議案第32号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、18ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第32号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号4-21から4-22は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により令和4年6月20日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和4年7月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、19ページを御覧ください。案内図は16ページから18ページを御覧ください。

整理番号4-21から4-22は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。耕作者は、経営規模拡大のため、農地を確保するものです。件数は2件、4筆、面積は4,149㎡です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

### 17番（藤村委員）

4-21の方は、新規就農者で、既に1.3ヘクタールやられていて、ここで0.3ヘクタールぐらい増やすということで、結構大変だと思いますね。

以上です。

### 議長（阿部会長）

事務局、補足はありますか。

### 事務局（伊藤担当課長）

5月の議案で、この方は1.3ヘクタール借りられているんですけども、そのときの利用権の契約期間の開始日が8月1日からになりますので、実際、借りられたところを耕作することはできない状況になっております。

### 議長（阿部会長）

ほかに御発言ございますか。

質疑なし

### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第32号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程8議案第32号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程9 議案第33号 農用地利用配分計画の作成について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程9議案第33号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31号の規定により議事参与が制限されますので、7番小林委員には、恐れ入りますが御退席をお願いします。

### 7番 小林康史委員 退席

### 議長（阿部会長）

それでは、日程9議案第33号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、20ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第33号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号4-23は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により令和4年6月20日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和4年7月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、21ページを御覧ください。案内図は18ページを御覧ください。

整理番号4-23は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。耕作者は、経営規模拡大のため、農地を確保するものです。件数は1件で1筆、面積は1,249㎡です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

### 10番（高橋委員）

利用配分計画整理番号4-23の土地と4-22の土地の番地は近いじゃないですか。片方は農協が管理、保持して、片方は権利の設定を受ける者がやると。これ、権利の設定を受ける者に聞いたんですか。人・農地プランの目的にも通じるものがあるのではないですか。嫌だと言ったら別だけど、ぜひとも、そういうのを勧めてあげたら。

以上です。

### 事務局（伊藤担当課長）

実際には農協で配分計画を作成しておりまして、農協は農協でどなたに貸すかというのを独自で計画されていますので、順次、貸す方にあっせんしていくと伺っております。ですので、配分計画案までには、こちらも関与できないというところはございます。

### 10番（高橋委員）

これから人・農地プランで、誰がどこをどのように耕して、なるべく効率よくやっていくかということが問題視されているときなのに、誰がそういうことを言ったら言うことを聞くのかということのを少し討論して持っていかないと、全然進まないではないです

か。管理している人の自由だよ、それでは駄目ですよ。その辺をしっかりと、誰がどのようにするかということ。だから、農協と農業公社があって、この辺をもっときちんと整理整頓して、公社が仮にここを借りないかとか、そのように声をかければ、そうなるのではないですか。1回農協におろしてしまうから、この図式からいくとこうということになると僕は考えるんだけど、この辺をしっかりと整理整頓できるように考えていくのが我々なのか、その辺、しっかりとやっていただきたいなと思っています。

**議長（阿部会長）**

事務局、何かありますか。

**事務局（伊藤担当課長）**

特になんていって、農協については、そうはいつでもという言い方は変ですけども、やはり農地中間管理機構の委託を受けて、相模原市はほとんど特例みたいな形ですけども、農協が中間管理機構の仕事をお手伝いしているという状況になります。また、農協は農協で、皆さん御承知だと思いますけれども、独自で研修用の農地というものもそこそこ管理しながら、将来の農業者の育成ということで農地を中間管理して、研修の場ということで使用していることもございますので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

**10番（高橋委員）**

理解できない。近隣の農地をなるべく1人の人にまとめてあげるとというのが人・農地プランだと思う。それを目指そうと努力する、そんな言い訳ばかりでは進まない。

以上です。

**議長（阿部会長）**

何らかの機会にJAにも伝えてもらうように、事務局、お願いします。

**10番（高橋委員）**

うん、そうですね。

**事務局（伊藤担当課長）**

はい。

**議長（阿部会長）**

ほかに御発言ございませんか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決させていただきます。

議案第33号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程9議案第33号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了しましたので、7番小林委員には御着席をお願いします。

7番 小林康史委員 着席

日程 1 0 報告第 2 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 1 1 報告第 2 3 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 1 2 報告第 2 4 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 3 報告第 2 5 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程 1 4 報告第 2 6 号 非農地証明書の発行について

日程 1 5 報告第 2 7 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について

日程 1 6 報告第 2 8 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 1 7 報告第 2 9 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

**議長（阿部会長）**

それでは、続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑があった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明がありますか。

**事務局（伊藤担当課長）**

特にございません。

**議長（阿部会長）**

これより質疑に入ります。

**17番（藤村委員）**

まず、法人であれば、いわゆる農家でなくても、かなり自由というのか、広範に参加できるということで、そういう方がしっかりやっただけであれば何の問題もないと思い

ます。

45ページから始まって46ページ、私、農家でないから分からないけど、上の梨、桃、一番下の梨、桃のところは採れているみたいですけど、真ん中の畑がうまくいかないと。サツマイモだったら、私みたいな素人でも簡単に作れると思うんだけど、言い訳としてはおかしいかと、真面目にやっているのかなという気がします。

**議長（阿部会長）**

作付のところですね、事務局。

**事務局（松浦所長）**

そちらの法人さんですけれども、確かに書かれているとおりでして、今、藤村委員もおっしゃっていましたが、素人目に見ても簡単にできるのではないかなという話はあったかもしれないです。やっぱり、同じサツマイモでも、この方は土づくりとおっしゃっていますけれども、根づかないような植え方とか、そういう研究すべきところはあるのではないかとということで、実は農政課を通じて報告書を頂いているんですけれども、そちらの担当を通じて、一応、事業者には、植え方を含めて、よく調整してやってみてくださいということで、お話をさせていただいています。今おっしゃっていただいたとおり、作付して、ゼロということはなかなかないと、受けたほうとしても気になりましたので、それについてお伝えはさせていただいています。

**議長（阿部会長）**

先方にはそのように伝えているということですね。

**17番（藤村委員）**

それこそ、新規就農者ってトレーニングを受けないと新規就農者にもなれない。だけど、農業法人の場合は何でもありと。下手すると、何も考えないでいろいろなことをやっている可能性があるわけで、やっぱり、言葉だけではなくて、現場を見てチェックしたほうが良いような気がしますね。どうでしょうか。

**事務局（松浦所長）**

今、藤村委員は農業法人とおっしゃっていたんですけど、ここは解除条件付の法人なので、特に農業に特化してということはないんです。

**17番（藤村委員）**

そうすると、もっとどうでもいいということですね。

**事務局（松浦所長）**

どうでもいいわけではないんですけれども、要するに、参入の幅を広げようということでやられている法人になります。ただ、やり方は本当にそれでいいのかどうかというのを含めて、こちら現場を見ながら指導させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

**17番（藤村委員）**

これは農政課が受け付けているので、じかのやり取りは農政課がやられていて、農業委員会は何を見ているんですか。やっぱり、農地を管理する立場にあって、農業者が適切に使っているかどうか、こういう場合、農業法人だろうが、どういう法人だろうが、そこは問わないと思うんだよね。だけど、使っているかどうかに関しては、しっかりチェックしなければいけない。そこは誰がどう見ているのか教えてください。

**事務局（伊藤担当課長）**

この法人は解除条件付で参入されている一般の法人です。この法人が参入するに当たって、相模原市、具体的に言えば農政課、業者、地主さん、この3者で協定を結んで、この法人が農業に参入するということがまず1点目です。この法人は市に対して、こういったものやっていますよ、こういった農業をやっていくということで市の農政課が事業の認定をして、それであれば農業参入もいいでしょうということでの利用権設定をしている。我々がやるべきことは、藤村委員が言われたように、農地として管理しているか、きちんと耕作して、収穫物ができれば、それが本来の農地の利用ですけれども、この法人については、そこまでの農業技術が足らなかったのかなというところもあります。解除条件付については、次のステップで農地所有適格法人を目指す法人もありますので、その前段の法人ということで、農業に対して研究しているという見方で見守っていただきたいと思います。

**17番（藤村委員）**

ということは、許認可権、書類上、契約するのは農政課になるということで、それは了解。

だけど、農業委員会の仕事としては、日々そこを見守る、その作業があるんですね。

**事務局（伊藤担当課長）**

農地の利用についてですね。

**17番（藤村委員）**

その義務はあると。

**事務局（伊藤担当課長）**

そうですね。

**17番（藤村委員）**

そうすると、実際には誰が見に行く、というか、推進委員も日々見ているわけだから、データは上がってくるということですね、見ているということですね、それでいいんですね。

**事務局（伊藤担当課長）**

そうです。

**17番（藤村委員）**

推進委員は畑の使用状況をチェックしているから、それで分かっていると、それでいいんですね。それとも、別途、農業委員とかの方がいいんですかね。

**議長（阿部会長）**

そこまでの確認ができているかどうかというのは分からないんですが、推進委員さんがそこまでの権限を持ってやっているとは限らないと思いますよね。

**17番（藤村委員）**

いや、利用状況がAならいい訳じゃない。

**議長（阿部会長）**

ただ、ここは、先ほど事務局で申し上げましたように、サツマイモが全くゼロだったというのはおかしいじゃないかと、これは私も聞いていまして、この話はおかしいよということで農政課にその旨を伝えて、事業者に伝わっている、こういうところはありません。ですから、指導の一端は担って、そこをしているという状況にありますね。ただ、今はそれ以上のところまでは進んでいない。状況的には、今、事務局で説明があったと

おり、試験的ということではないんでしょうが、一生懸命やっているんでしょうけど、こういう状況があったということでの報告ということを受け止めるしかないのかなと思っていました。私が言うべきことかどうか分かりませんが、そんなふうにも思って、私もこれはおかしいよという話は出させていただいたところですね。

#### **17番（藤村委員）**

確認ですけど、農業委員会がすべきことを確認しましょうよ。農政課がやっていることを追認するのが仕事なら何も言いませんけど、農業委員会に仕事が残っているんだったら、それをきちんとやりましょうよ、農業委員会の仕事としては残っているんですよ。

#### **事務局（伊藤担当課長）**

ですので、まず、農地としてきちんと利用しているかということと、今回のように経営状態を確認するというのであれば、農政課を通じて、その辺は法人に確認するという農業委員会としての役目はございます。

#### **17番（藤村委員）**

はい、了解です。

#### **議長（阿部会長）**

本件については、農業委員、推進委員にもこういう話があったということでお伝えするようになると思いますが、事務局、それでいいですか。

#### **事務局（伊藤担当課長）**

はい。

#### **2番（齋藤委員）**

27ページから30ページのところでちょっと教えていただきたいんですけど、農地所有適格法人としての要件の確認ということで27ページ、表の一番上の右に、法人名、代表者名ということで株式会社グリーンガーラ、代表取締役の名前が載っていて、次の28ページ、農地所有適格法人報告書ということで、6月27日に農業委員会の事務局が受け付けましたということで、代表取締役に別の方の名前が書いてありまして、その下の表に、畑が0.1ヘクタール、全部含めて1.3ヘクタールで、相模原市に関連するのは0.1ヘクタールということでしょうかね、ここは。それで、29ページには27ページの代表取締役のお名前が2番目に出ておりまして、30ページにも同じ方が代表取締役として入っているんですけど、代表取締役はどのようになっているのかなと表を見て感じましたので質問いたしました。

以上です。

#### **事務局（伊藤担当課長）**

代表者につきましては、確認させていただいて、間に合えば本日中に、間に合わなければ次回の総会で報告させていただきます。

経営面積に関しましては、今、齋藤委員がおっしゃられたように、相模原市では0.1ヘクタール、括弧の中の1.3ヘクタールは八王子市で経営している面積になります。

#### **2番（齋藤委員）**

はい、分かりました。

#### **17番（藤村委員）**

68ページの辺りですけれども、あちこちにそういうのが見渡せるんですが、18番、

1,500㎡、畑が登記簿で堂々と宅地になっている。それから20番、下の2つが宅地ですけど、合わせると1,500㎡ぐらいが堂々と宅地になっている。農家の宅地というのもあるけど、立派な面積がこういう形になっているのは何か意味があるんですか。

**事務局（伊藤担当課長）**

農地法第3条の届出といいまして、要は相続したら農業委員会に届けなければいけないというものの届出です。その届出には、現況がどうであれ、登記簿が畑、田、農地を相続した者は届けなければいけないということになります。今、藤村委員に御指摘いただいている農地、全て区分を見ていただきますと、市街化区域です。市街化区域で、既に雑種地であれば、例えば駐車場、宅地であれば建物が建っている、そういったところになりますけれども、登記簿を宅地に変えていないために、この届出をしなければならぬというものになりますので、本来の説明でいきますと、現況地目が農地のものについて、農業委員会等への農地のあっせんはございませんでしたと、今までの説明の中では差し上げているところです。あくまでも現況地目に着目して、農地になっているのかどうかというところを御判断していただければと思います。

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

市街化区域の中での現況宅地、場合によったら、届出していても、そのまま登記をしないで置いておくところもあったり、もろもろですね。

ほかに御発言ございますでしょうか。

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、日程10報告第22号から日程17報告第29号までの報告を終わります。以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第6回総会は、令和4年8月31日水曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市民会館3階第1大会議室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第5回総会を終了いたします。